

支給要件確認書の回答期限は令和5年1月31日(火)です

対象と思われる世帯には確認書を郵送しているので、期限までに回答してください。
今号では、多く寄せられている問い合わせの内容を紹介いたします。

支給対象

●住民税非課税世帯／令和4年9月30日に旭市に住民登録があり、世帯全員の令和4年度住民税均等割が非課税である世帯

●家計急変世帯／令和4年1月から12月までの間に、予期せず世帯全員の収入が急変し、その間の任意の1か月の収入×12の額が別表の額以下になる世帯
※いずれに該当しても支給は1回限りです。

よくある質問

Q1. 確認書が届きましたが「世帯主の方が記入してください」という確認欄の内容が分かりづらいので教えてください。
A1. この欄は、住民税均等割非課税世帯に該当するか確認するための欄です。項目ごとの説明は次のとおりです。
①住民税が課されている者に

税法上の扶養を受けている者のみ
の世帯ではありません。」

世帯全員が、令和4年度住民税課税相当(別表を参照)の収入がある人に扶養されていないことを確認する項目です。扶養に取られているか分からないときは、収入のある親族などに確認してください。

②世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。」

世帯に未申告の所得がないことを確認する項目です。全ての所得申告が済んでいる場合は、チェックをしてください。住民税課税相当の収入があるにもかかわらず申告をしていない場合には、非課税世帯と判断されません。

③租税条約による住民税の免除を届け出ている外国人を含む

世帯ではありません。」

外国籍の人がいる世帯で、租税条約に基づく課税免除を受けていないかを確認する項目です。租税条約に関する届け出をしていない人が世帯にいる場合は給付の対象にならないので、チェックをしないでください。

Q2. 令和4年度住民税均等割が非課税ですが「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給要件確認書」が届きません。申請の手続きはどうしたらいいですか。

A2. 世帯の中に、令和4年1月2日以降に転入した人や未申告の人がいる場合には、支給要件確認書が届きません。申請書に記載のある書類を添えて、申請してください。申請書は市役所、海上庁舎、旭市保健セン

【別表】住民税均等割非課税相当限度額

扶養する親族の数	非課税相当限度額	
	収入額ベース	所得額ベース
0人	930,000円	380,000円
1人	1,378,000円	828,000円
2人	1,683,999円	1,108,000円
3人	2,099,999円	1,388,000円
4人	2,499,999円	1,668,000円
障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合(右欄の額を超える場合は上欄を適用)	2,043,999円	1,350,000円

ター(旧飯岡保健センター)、ひかた市民センター、旭市福祉福祉協議会で入手できるほか、ホームページからダウンロードできます。申請期限は令和5年3月10日(金)です。

Q3. 給付金の支給要件に該当しない場合は、確認書を提出しなくてもいいですか。

A3. 支給要件に該当しない人や受給を辞退する人も、必要事項を記入して提出してください。

※感染症対策のため、郵送での提出にご協力ください。

申し込み・問い合わせ先
〒289-2595 旭市二丁目132 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金担当窓口(社会福祉課内)

場所・市役所1階歴史を学ぶ場
受付時間・午前9時～午後4時(年末年始を除く平日のみ)

☎62・5376